平成２９年（フ）第２７６６号
東京都江戸川区臨海町４丁目２－２－705
債務者　小川　浩之
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７３号
東京都中野区中央２丁目21－６　第２山田ビル202
債務者　定本　優子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７６号
東京都荒川区東日暮里４丁目５－17－205
債務者　山下　　幸
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７８号
神奈川県相模原市中央区淵野辺２丁目28－７－202
債務者　木原ますみ
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７９号
神奈川県相模原市中央区淵野辺２丁目28－７－202
債務者　中村　一茂
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７８０号
東京都板橋区東新町２丁目28－11　東新コーポ
債務者　水上　真弥
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７８１号
東京都江東区猿江１丁目11－22－104
債務者　齋藤　勇治
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７９８号
東京都台東区根岸１丁目５－16－809　ライオンズマンション鶯谷第３
債務者　西山　文人
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８０２号
東京都足立区鹿浜２丁目30－19
債務者　横山真由美（旧氏名伊東真由美・伊東メイアン・田邊メイアン）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１１号
東京都足立区谷中５丁目13－２－101
債務者　高尾　正子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１２号
東京都昭島市中神町1391－１　第１平田荘
債務者　増山　敬二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１３号
東京都足立区千住１丁目33－12　フルカワビル３階
債務者　直野　豊美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１４号
東京都足立区千住１丁目33－12　フルカワビル３階
債務者　直野　裕実
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１７号
東京都足立区小台２丁目34－２－102
債務者　豊田美津江
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２０号
東京都葛飾区細田３丁目32－14－402
債務者　箕田　善子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部